



みなが咲き、ながさき。

窓口業務の対応方法の 見直しについて

令和8年4月1日(水)の業務より、以下の交付手続きについては、
窓口にて申請されたのち翌日以降の交付とさせていただきます。

- 台帳記載事項の事実の証明交付
(建築物・道路指定・開発関係)

- 建築計画概要書の写しの交付

交付にあたっては、準備ができ次第、電話連絡等をさせていただきますので、記載間違い等のないようによろしくお願いします。

なお、**郵送での交付を希望される場合は、申請時に返信用の封筒と切手をご準備ください。**

県央振興局建設部建築課